

【職場意識改善計画認定事業場】(H20年度～21年度の取組)

～「ずっと働きたい会社」への道～

1 会社概要

- ・ 事業場名 有限会社ユアーズ・ケア
- ・ 所在地 松山市東方町1811-4
- ・ 従業員数 24名(男性9名、女性15名)
- ・ 事業概要 保健衛生業(訪問看護、通所介護事業)

2 取組の経緯

当社は、訪問看護・デイサービスの事業をしており、従来から優秀な人材の確保定着を実現するために労働条件の整備に取り組んできたが、職場意識改善助成金の活用を顧問社労士から提案され、介護労働者のより働きやすい職場環境づくりのため、計画的に職場意識改善に取り組むことにした。

3 取組んだ事項

- (1) 労働時間等設定改善委員会を定期的で開催し労使の協議を実施(年3回開催)
 - ・ H20年度 設立準備会議1回、委員会2回開催
 - ・ 年間目標の設定(H21.1～)
時間外労働 年間目標(24時間以内) 年次有給休暇 取得率 55% に決定。
 - ・ 下記の取組等の実施計画を策定した。
- (2) 個別の意見・要望を受付ける担当者を選任し、事務所に掲示して職員に周知した。
- (3) 職場意識改善計画(2年間)を策定し、事務所に掲示して職員に周知した。
- (4) 年次有給休暇の取得促進のため、年次有給休暇の計画的付与制度(労使協定締結)を導入した。
- (5) 時間外労働削減のため、残業をしない「ノー残業ウィーク」(毎月第3週)を決め、事務所に掲示して定時退社を促した。
- (6) 特に配慮が必要な従業員に対する措置として、自発的な職業能力開発を図る従業員に教育訓練休暇制度(年2日)及び、始業・終業時刻変更、勤務時間変更制度を新設した。
- (7) 変形労働時間制の導入
従来から一ヶ月単位の変形労働時間制を活用し、休日を効果的に配分することにより、法定労働時間をクリアしている。

4 取組結果等

(1) 取組の効果、困難だったこと

- ・ 平成19年度と比較すると、時間外労働は、年間一人平均年間8.8時間になり、約60%に減少した。
- ・ 介護事業は、いろいろな職種の労働者がお互いに協力・連携して業務を行う必要があるため、ワークライフバランスと仕事の効率化・質の向上を同時に実践していかなければならないことを、それぞれの職種で考えてもらわないといけないところが難しい。

(2) 今後の取組

一年度目は、労働時間等設定改善委員会を設置し、労使の話し合いのしくみができたので、二年度目以降は、定期的に委員会を開催し、自社独自のワークライフバランスの施策を発案し、実施していきたい。